

令和6年度福岡県包括外部監査報告書（概要版）

福岡県包括外部監査人 諏訪原 功一郎

1. 包括外部監査の概要

項目	内容
監査テーマ	観光に関連する事業に関する財務事務の執行について
対象期間	原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）を対象としている。（必要に応じて、上記以外の期間も対象）
テーマの選定理由	福岡県では、4つの基本方向をもとに「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指しており、県政を計画的に、また、着実に進めていくための方針として総合計画が作成されてきた。現在では、「2022（令和4年度）→2026（令和8年度）の福岡県総合計画」が策定され、実施されている。 当該総合計画の4つの基本方向の1つである「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して産み育てることができる」の中の「地域と調和した観光産業の振興」の箇所に『観光産業』に関する記述がある。このように県政においても『観光産業』は重要視されているものと考えられる。 また、福岡県は九州の北部に位置することからアジアのゲートウェイとして、元来より中華人民共和国や大韓民国といったアジア諸国と交流が深い。平成28年10月に「観光王国九州とともに輝く福岡県観光振興条例」が制定され同条例の趣旨を踏まえたうえで、観光振興を総合的かつ計画的に推進するため、翌平成29年7月に「福岡県観光振興指針（第一次指針）」が策定されている。現在では、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着きつつあり、観光需要も回復を見せている状況にある。このような状況を踏まえて、「第三次福岡県観光振興指針2024年度（令和6年度）→2026年度（令和8年度）」が作成されている。 このような状況において、観光に関連する事業は県政の中で大きな取り組みであり、県民の関心も高いと思われる。また、コロナ禍においては、大きな打撃を受けている事業でもあり、その回復状況等も含め、やはり県民の関心は高いと考える。そのため、観光に関連する事業に係る財務事務の執行を検討し、包括外部監査人の立場において、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から検討することは意義があるものと考え、特定の事件（テーマ）として選定を行った。

監査の視点	ア. 観光に関連する事業に関する財務事務の執行は、関係する条例等に準拠して適切に行われているか。 イ. 観光に関連する事業に関する財務事務は、事業目的に適合し期待される目的を達成するために最適な執行を実施しているか。 ウ. 観光に関連する事業に関する財務事務が、経済性に配慮して遂行されているか。 エ. 観光に関連する事業に関する財務事務が、公平性を十分に確保したうえで遂行されているか。 オ. 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携に配慮しているか。 (該当ある場合) 過年度に実施された包括外部監査の指摘事項や意見に対する措置等は適切に行われ改善されているか。
監査の方法	① 観光に関する事業に関する財務事務の概要を把握するために、所管課に対してヒアリングを行い、関係資料等も閲覧した。 ② 観光に関連する事業に関する財務事務の遂行状況や事業の効果の評価方法を把握するために、実務の流れや事業評価の指標等について、所管課保管の書類等の閲覧を行い、また、担当者からヒアリングを行った。 ③ 観光に関連する事業に関する財務事務に関して、実際に行われた支出負担行為についてサンプル抽出を行い、執行伺や支出命令書等、稟議書等の決裁関連資料や契約書等を閲覧し、必要に応じて担当課へヒアリングを実施した。 ④ 観光に関連する事業に関する財務事務の実施状況を把握するとともに、負担金、補助金及び交付金を支出している団体で重要なものがあつた場合にはその概要を把握し、県が適切な関与を行い監督できているかといった観点から関連資料の閲覧等を行い、必要に応じてヒアリング等を実施した。 ⑤ 上記手続きのほかに、監査人等が必要と判断するものがあれば適時実施した。
監査の対象 部局	商工部観光局観光政策課及び観光振興課
監査実施者	包括外部監査人 諏訪原功一郎 包括外部監査人補助者 公認会計士 5 名 公認会計士試験合格者 1 名 弁護士 1 名

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

当報告書では、「指摘事項」と「意見」は、次のように定義している。

「指摘事項」現在の法令等（法律、条令、規則等）に照らして、合規制や正確性に大きな問題がある。または、それと同等の問題があると監査人が判断した事項。

「意見」経済性、効率性及び有効性等の観点から、監査の過程において、監査人が改善の提案として記載する事項。

（1）監査の結果及び意見の一覧

指摘事項及び意見の内容	概要版頁	
	指摘事項	意見
総合意見		
【総合意見】事業の成果指標について		P6
各論		
1. 観光関係団体育成費		
I) 福岡県観光温泉地振興事業補助金		
【意見1】事務局職員人件費に係る負担割合の妥当性について		P7
【意見2】補助事業精算書における補助対象経費の記載について		P7
II) 福岡県旅館ホテル振興事業補助金		
【意見3】補助事業精算書における補助対象経費の記載について		P8
III) 福岡県観光土産品振興事業補助金		
【意見4】補助事業精算書における補助対象経費の記載について		P9
【意見5】処分制限財産に係る検討について		P9
IV) 福岡県旅行業適正化事業補助金		
【意見6】補助事業精算書における支出証拠書類の審査について		P10
3. 観光振興事業費		
I) 観光振興事業費（推進協議会負担金）		
【意見7】福岡県観光推進協議会の業務と県の業務の混同について		P11
III) 観光振興事業費（観光事業推進対策費補助金）		
【意見8】処分制限財産に係る検討について		P12

指摘事項及び意見の内容	概要版頁	
	指摘事項	意見
7. 外国人観光客受入環境整備事業費		
【意見 9】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について		P13
【指摘事項 1】文書の内容の修正方法について	P13	
【意見 10】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について		P14
【意見 11】再委託先の暴力団排除の誓約書について		P15
8. 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費		
I) 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費（トレイル・サイクリング）		
【意見 12】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		P17
1 2. 新たな観光地域づくり推進費		
【意見 13】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		P18
1 3. テーマ別観光振興事業費		
【意見 14】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		P19
1 7. 日田彦山線沿線地域観光振興事業費		
【意見 15】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて		P20
1 8. 観光ビッグデータ旅行実態調査事業費		
【意見 16】適切な予定価格の設定について		P21
2 0. 宿泊事業者生産性向上支援事業費		
【意見 17】県税の滞納状況の確認について		P22
【指摘事項 2】福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書について	P22	
2 1. 観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費		
【指摘事項 3】文書の内容の修正方法について	P23	

指摘事項及び意見の内容	概要版頁	
	指摘事項	意見
2 2. 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費		
I) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費		
【意見 18】事務の精度について		P24
III) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（ユニバーサルツーリズム推進事業費）		
【指摘事項 4】文書の内容の修正方法について	P24	
【意見 19】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について		P25
【指摘事項 5】契約保証金の減免について	P25	
【意見 20】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について		P27
【意見 21】再委託先の暴力団排除の誓約書について		P27
IV) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（MaaS を活用した県内周遊促進事業）		
【指摘事項 6】MaaS を活用した周遊促進に係る不在代決について	P28	
2 4. インバウンド観光再興事業		
III) インバウンド観光再興事業（多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業）		
【意見 22】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について		P29
【指摘事項 7】文書の内容の修正方法について	P29	
【意見 23】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について		P30
【意見 24】再委託先の暴力団排除の誓約書について		P31

3. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1) (総合意見) 監査の結果及び意見

項目	【総合意見】事業の成果指標について	本編	P26
現状	今回、監査を行った観光に関連する事業では、成果指標に延べ宿泊者数（日本人、外国人）が設定されているものが非常に多く、旅行消費単価（日本人、外国人）が設定されている事業もある。		
意見	観光事業に係る事業であるので、上記のような指標は重要視されると思われるが、事業の内容によって、成果指標としては、他の指標を用いた方が望ましいと思われる事業もあった。 例えば、23. 国内観光需要喚起事業であるが、事業の概要は「閑散期に旅行需要を分散する宿泊助成・旅行助成の実施や、新型コロナウイルス感染症の影響で激減した修学旅行の誘致の取組を実施する。」である。また、令和5年度予算の内容も、「修学旅行で使用するバス料金の助成、ワンヘルス学習に対応した修学旅行用プログラムモニターツアーの実施」等が含まれている。このような事業の内容であれば、修学旅行を誘致した学校数等を、成果目標として設定するのが望ましいと考える。 また、観光事業が維持継続されていくには、当然、消費による経済の活性化が重要であるため、旅行消費金額についても全体的に成果指標としては設定するのが望ましいと考える。		

2) (各論) 監査の結果及び意見

1. 観光関係団体育成費

I) 福岡県観光温泉地振興事業補助金

項目	【意見1】事務局職員人件費に係る負担割合の妥当性について	本編	P28
現状	本補助金は、福岡県観光温泉地協会の行う事業に対して交付される。このため、福岡県観光温泉地協会では、本補助金をパンフレット制作費や事務局職員人件費に充てている。 事務局職員人件費に関する資料を閲覧したところ、職員1名に対して給与が支給されている。この職員1名は、福岡県観光温泉地協会と福岡県観光土産品協会との連名で雇用されており、職員1名の給与を、両協会で折半して負担している。 当該職員は2つの協会の業務を行っていることから、2つの協会が給与を折半して負担していることと各協会の実質的な業務量の割合とが整合しているかについて、県へ質問したところ、双方の業務量の割合は概ね50%ずつであるとの回答を得た。しかし、業務時間等の記録はされておらず、実際に業務量の割合は概ね50%ずつであることを示す文書はなかった。		
意見	2つの協会が給与を折半して負担していることと各協会の実質的な業務量の割合とが不整合であった場合、給与負担の割合に疑念が生じかねず、結果として補助対象経費の金額が不正確となってしまう。 よって、県においては、事務局職員人件費については、業務時間等の記録を行うこと等により、各協会が負担する割合の妥当性を示す文書を保存することが望ましいが、実務上、業務時間の区分等が困難な場合には、関係する両協会の年間のスケジュール等を参考にして予定業務時間の割合を出して給与負担の割合を算出すること等も考えられる。		

項目	【意見2】補助事業精算書における補助対象経費の記載について	本編	P28
現状	福岡県観光温泉地振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目については「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」との記載がある。 しかし、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿には、「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」といった明確		

	な科目の記載は無い。このため、補助対象経費の科目に沿った使用がなされているか分かりづらい。
意見	補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿を閲覧する限り、明らかに補助対象経費の科目である「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料」から逸脱する使用はないと判断できた。 使用内容に問題はなかったものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業精算書及び福岡県観光温泉地協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をするように、福岡県観光温泉地協会を指導することが望ましい。

Ⅱ）福岡県旅館ホテル振興事業補助金

項目	【意見 3】 補助事業精算書における補助対象経費の記載について	本編	P29
現状	福岡県旅館ホテル振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象となる事業のうち補助対象経費について科目の記載がある。 事業実施後に補助対象事業者である福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合から事業実績報告書及び補助事業精算書が県へ提出されており、具体的に実施された事業の金額は補助事業精算書で把握できる。 補助事業精算書の内容を閲覧すると、実施された事業名称の記載はあるものの補助対象経費の科目の記載は無い。このため、本補助金交付要綱に定められた補助対象経費に対して支出がなされているのか把握できず、適切な支出がされているか判断できない。		
意見	補助金額を確定するためには、本補助金交付要綱に基づき内容の審査を行い、適正に実施されたと認められるか否かが重要である。しかし、現状は補助対象経費の把握ができず、実質的に審査が不足している可能性がある。 よって、県は、補助事業精算書において、補助対象経費の科目の記載を明記するように、福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合に対して指導等を行うことが望ましいと考える。		

Ⅲ) 福岡県観光土産品振興事業補助金

項目	【意見 4】 補助事業精算書における補助対象経費の記載について	本編	P30
現状	福岡県観光土産品振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費の科目については「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」との記載がある。 しかし、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿には、「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」といった明確な科目の記載は無い。このため、補助対象経費の科目に沿った使用がなされているか分かりづらい。		
意見	しかし、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿を閲覧する限り、明らかに補助対象経費の科目である「賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金」から逸脱する使用はないと判断できた。 使用内容に問題はなかったものの、明瞭性を担保するため、県においては、補助事業精算書及び福岡県観光土産品協会の出納簿において補助対象経費の科目の記載をするように、福岡県観光土産品協会を指導することが望ましい。		

項目	【意見 5】 処分制限財産に係る検討について	本編	P30
現状	福岡県観光土産品振興事業補助金交付要綱によれば、補助対象経費として備品購入費が認められている。 福岡県補助金等交付規則では、次のとおり財産の処分の制限の規定がある。 ＜処分制限財産の規定＞ (財産の処分の制限) 第 20 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものは、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、第 5 条第 2 項の規定による条件に基き、補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合並びに補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 1 不動産及びその従物 2 機械、重要な器具その他重要な資産で知事が定めるもの及びその従物 (出所：「福岡県補助金等交付規則」)		

	このため、県に対して、本補助金における補助対象経費のうち備品購入費は処分制限財産に該当するか、過去の備品購入費の実績を把握しているかを質問したところ、特段確認していないとの回答を得た。
意見	本補助金交付要綱において処分制限財産の定義が明確ではなく、県知事の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡県補助金等交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。

IV) 福岡県旅行業適正化事業補助金

項目	【意見6】 補助事業精算書における支出証拠書類の審査について	本編	P31
現状	本補助金において補助事業精算書及び出納簿の内容の審査について県へ質問したところ、提出を受けた補助事業精算書及び出納簿の内容把握に留まり、領収書やレシート等の支出証拠書類の確認は行っていないとのことであった。		
意見	支出証拠書類の確認を行っていない以上、補助対象外経費への補助金充当や、私的流用等のリスクを高めることになりかねない。 よって、県においては、支出証拠書類の提出を求めること等により慎重に審査を行うことが望ましい。なお、すべての支出証拠書類の審査を行うことは事務業務の煩雑性を招く可能性もあるため、必要に応じてサンプルベースで確認を行う等を併せて検討することが望ましい。		

3. 観光振興事業費

I) 観光振興事業費（推進協議会負担金）

項目	【意見 7】福岡県観光推進協議会の業務と県の業務の混同について	本編	P34
現状	福岡県観光推進協議会は、県及び県内市町村並びに観光関係の会社や団体等を会員とする任意団体である。事務局は、観光政策課内に設置されており、事務局長は観光政策課長である。また、事務局員は、福岡県商工部観光局職員、福岡県東京事務所職員、福岡県関西・中京事務所職員及び公益社団法人福岡県観光連盟の職員をもってあてるとされている。 福岡県観光推進協議会における起案文書を閲覧したところ、次の文書については、同協議会としての起案ではなく、県観光振興課として起案がされていると考えられるものがあつた。 <起案文書> 起案日：令和 5 年 10 月 12 日 決裁日：令和 5 年 10 月 18 日 件 名：福岡県観光パンフレット（英語）印刷業務について（事前伺い） 所属名：商工部観光局観光振興課海外誘客係 起案日：令和 6 年 2 月 16 日 決裁日：令和 6 年 2 月 16 日 件 名：福岡県サイクルツーリズム情報発信業務の委託について（契約締結伺い） 所属名：商工部観光振興課観光地域づくり係 （出所：「福岡県観光推進協議会資料」から監査人作成）		
意見	上記のとおり、事務局員は、福岡県商工部観光局職員等があてるものであるが、福岡県観光推進協議会は、任意団体として県等から負担金を受けて運営されており、県の業務と同協議会の業務は明確に区分すべきはずである。しかし、県観光振興課として起案がされていると考えられる文書があることは、同協議会の業務と県の業務が混同されていると見られかねない。 よって、県においては、同協議会の業務と県の業務を混同することなく、起案文書においても明確に区分することが望ましい。		

Ⅲ) 観光振興事業費（観光事業推進対策費補助金）

項目	【意見 8】 処分制限財産に係る検討について	本編	P35
現状	福岡県観光事業推進対策費補助金交付要綱によれば、補助対象経費として備品購入費が認められている。 福岡県補助金等交付規則では、財産の処分の制限の規定があることから、県に対して、本補助金における補助対象経費のうち備品購入費は処分制限財産に該当するか、過去の備品購入費の実績を把握しているかを質問したところ、特段確認していないとの回答を得た。		
意見	本補助金交付要綱において処分制限財産の定義が明確ではなく、県知事の承認がないまま当該財産が譲渡されてしまう等、福岡県補助金等交付規則に反した取扱いがなされる可能性を否定できない。 よって、県においては、本補助金交付要綱において、処分制限財産の定義を明確にすることが望ましい。また、福岡県補助金等交付規則における処分制限財産に該当する場合は、本補助金の交付先が、財産を適切に管理しているかどうか、定期的にモニタリングを行うことが望ましい。		

7. 外国人観光客受入環境整備事業費

項目	【意見 9】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について	本編	P40
現状	委託業務を再委託することについては、委託業務契約書にて以下の規定が定められている。 (再委託の禁止) 第 10 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。 (出所：「ふくおかよかところコールセンター設置運営事業」業務委託契約書) 委託業務について、その業務の一部であっても第三者へ再委託することは禁止であることが原則であるが、あらかじめ県が書面による承認を行った場合は、例外的にその一部を再委託することが可能となる。その際、再委託を県が承認する前提として、その再委託される業務が委託業務の一部であることを客観的に判断できる根拠が必要である。		
意見	県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託に係る届出書において事前承認を得ており、その業務内容についても検討はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断したのかについての根拠資料がなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。 その際、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。		

項目	【指摘事項 1】文書の内容の修正方法について	本編	P41
現状	修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。施行日は令和 5 年 3 月 28 日であり、修正前の決裁日は令和 5 年 3 月 30 日である。 文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて、以下のよう に定められている。 (起案の内容の修正及び廃案) 第二十六条 起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、文書管理システムに修正する内容を登録しなければなら		

	い。 2 前項の規定にかかわらず、書面による起案の回議又は合議を受けた者は、当該起案の内容を修正するときは、当該起案文書に修正する内容を記載しなければならない。この場合において、起案者は、修正された箇所及び当該修正をした者を明らかにしておかなければならない。 (出所：福岡県文書管理規程)
指摘事項	文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。 本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によつての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。 今後は、修正箇所に二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによつて、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。

項目	【意見 10】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について	本編	P42
現状	個人情報の取扱いに関して、保有個人情報取扱特記事項にて規定されており、その規定を受けて、委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト（以下、個人情報チェックリスト）において、下記のチェック項目欄が設けられている。 第 2 管理及び実施体制 1 保有個人情報の取扱いに関する責任者等を明確にした上で、安全管理上の問題への対応や監督、点検の実施等の措置が常時講じられる体制を敷いていますか 第 12 再委託の禁止 24 県の承諾を得て受託事務を再委託する場合、県において再委託先の個人情報の安全管理体制の整備状況を確認する必要があるため、再委託先から本チェックリストの提出を受けた上で県に提出しなければならないことを認識していますか (出所：委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト) 県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されてい		

	るのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。再委託先の情報管理体制については、委託先が責任を負うことを前提としているとのことである。
意見	再委託先の個人情報チェックリストについては、委託先が再委託先に確認することになっており、県が直接確認していないことから、委託先において当該個人情報チェックリストを適切に回収・保管されているかどうか不明である。 たしかに、「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」等も含めて、再委託した場合に、福岡県が直接、個人情報チェックリストを入手しなければならないと明記しているものは無かった。また、個人情報の取扱いに関する担当部署にも確認したが、明記しているものは無いと回答を得た。しかし、委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましいと考える。

項目	【意見 11】再委託先の暴力団排除の誓約書について	本編	P44
現状	県は、暴力団排除に関して、暴力団排除条例にて以下の規定が定められている。 （県の事務及び事業における措置） 第六条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。第十七条第二項第一号及び第二号並びに第十七条の二において同じ。）を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。 （出所：福岡県暴力団排除条例） 県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、委託先については、上記規定や「ふくおかよかところコールセンター設置運営事業」業務委託契約書に従って暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。		
意見	上記の点に関して、契約事務の担当課より聴取したところ、特に再委託先から誓約書を徴求すべきことを明記している規程等はないとのことであった。 平成 24 年 3 月 26 日付で、「契約事務に係る暴力団排除の強化について」と		

	いう依命通達が発せられており、依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするとあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっており、事後的に契約を解除するよりも、事前に「誓約書」等により確認することにより該当する場合には、契約締結を行わないようにするのが望ましい。 再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。
--	---

8. 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費

I) 体験・交流・滞在型観光資源開発事業費（トレイル・サイクリング）

項目	【意見 12】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて	本編	P48
現状	様式第1号（第5条関係）福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付申請書には、「(注) 補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、福岡県サイクルスタンド整備等補助金交付要綱では第5条第2項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。		
意見	実際に、上記の交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。 上記のような消費税の取り扱いは、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。 そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って（消費税が明記されている場合）、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。 なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。		

12. 新たな観光地域づくり推進費

項目	【意見 13】 補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて	本編	P56
現状	様式第 1 号（第 8 条関係）新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では第 8 条第 2 項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。		
意見	実際に、上記の交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。 上記のような消費税の取り扱いは、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。 そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および 2 割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って（消費税が明記されている場合）、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。 なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。		

13. テーマ別観光振興事業費

項目	【意見 14】 補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて	本編	P59
現状	「12. 新たな観光地域づくり推進費」にも記載したとおり、様式第1号（第8条関係）新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「(注) 補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では第8条第2項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。		
意見	実際に、上記の交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。 上記のような消費税の取り扱いは、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。 そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および2割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って（消費税が明記されている場合）、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。 なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。		

17. 日田彦山線沿線地域観光振興事業費

項目	【意見 15】補助金交付申請書の対象経費の消費税の扱いについて	本編	P66
現状	「12. 新たな観光地域づくり推進費および 13. テーマ別観光振興事業費」にも記載したとおり、様式第 1 号（第 8 条関係）新たな観光地域づくり補助金交付申請書には、「（注）補助対象経費及び補助金交付申請額には、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。」との記載がある。また、新たな観光地域づくり補助金交付要綱では第 8 条第 2 項に交付申請の消費税の扱いに関して、「当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。」と記載されている。		
意見	実際に、上記の交付要綱の文言は理解するのは難しいと思われるため、交付申請書の注記を参考にすることが多いと思われる。 上記のような消費税の取り扱いは、消費税の還付による利得を防ぎ、補助金申請者の消費税の申告状況に関わりなく公平な扱いがなされるよう配慮されたものである。 そのため、上記消費税の還付による利得の可能性が無い業者（免税事業者、簡易課税事業者および 2 割特例事業者）は、総額を申請できるはずであるが、対象経費の相手先から入手した資料から誤って（消費税が明記されている場合）、消費税を減額した金額を記載してしまう可能性がある。これに対して、消費税還付の利得の可能性のある一般課税事業者は申請の際に消費税及び地方消費税を減額して、補助対象経費を記載してもらえばよいと考える。 なお、補助金額の多寡、申請者が免税事業者である場合や申請者への補助経費提供者がインボイス未登録の場合の確認等追加手続きを考慮した県の事務の煩雑性、インボイス制度の趣旨などを考慮に入れたうえで、簡便な取り扱いへの変更を検討してもよいと考える。		

18. 観光ビッグデータ旅行実態調査事業費

項目	【意見 16】適切な予定価格の設定について	本編	P68
現状	観光客の周遊等の状況に関する調査業務委託について、県は、前年度に実施された企画提案公募方式により選定された受託事業者と特命随意契約を行っている。 本業務の契約締結にあたり、県は、予定価格の作成に当たり、参考見積書を 1 者（株式会社よかネット）のみから入手して当該参考見積書の金額をそのまま積算根拠としている。 参考見積書を提出した業者は、参考見積額が予定価格に反映されることを予測して参考見積額を過大とする思惑が生じかねない。特に、1 者のみから参考見積書を入手して参考見積書の内容をそのまま予定価格に反映した場合、取引の実例価格が反映されにくく、予定価格が過大となる可能性がある。 福岡県財務規則には、予定価格について次の規定があり、様々な観点から適正な予定価格を算出することを要求しており、業者から取得した参考見積書はあくまでも参考とすべきである。 （予定価格の決定方法） 第 152 条 （略） 2 予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約の数量の多少及び履行期限の長短等を考慮して適正に定めなければならない。 （出所：福岡県財務規則）		
意見	上記を踏まえ、本業務の文書を検討したところ、県は、参考見積書の内容について実例価格等の妥当性を検討した文書は残していない。また、1 者のみから参考見積書を入手することについて、1 者のみとした理由は起案文書等に記載していない。このため、予定価格の作成に当たって適切に検討がなされたか確認できなかった。もし、当該業務を実施している業者が僅少であるならばその旨等を記載するのが望ましい。 よって、県においては、福岡県財務規則に基づき、入手した参考見積書の金額の妥当性を検討した上で予定価格を作成するとともに、その検討過程を文書化することが望ましい。		

20. 宿泊事業者生産性向上支援事業費

項目	【意見 17】 県税の滞納状況の確認について	本編	P71
現状	補助金の交付対象者について、不適格要件として福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付要綱第3条2項に列挙されている項目のうち、(1)～(3)については、暴力団排除の誓約書により確認をすることになっているが、(4)県税に滞納があるものについては、確認する手続きがない状況である。 (補助金の交付対象者) 第3条 (略) 2 交付対象者は以下に該当しないものとする。 (1) 暴力団又は暴力団員 (2) 暴力団員が事業主又は役員であるもの (3) 暴力団と密接な関係を有するもの (4) 県税に滞納があるもの (出所：福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金交付要綱)		
意見	補助金の交付申請の添付書類に、納税証明書を追加するなど、補助金の交付対象者であることを積極的に確認すべきである。		

項目	【指摘事項 2】 福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書について	本編	P72
現状	補助事業者から毎会計年度終了後、「福岡県宿泊事業者生産性向上支援補助金に係る補助事業成果報告書」を受領し、速やかに知事に提出する必要があるが、補助事業者から当該報告書を受領していないものがあった。令和4年度21件のうち、3件が未受領であった。		
指摘事項	知事が提出を求める書類等を期限内に提出しないなど、補助事業に関して、怠慢と認められる行為を行ったときは、交付決定の取消しの対象となっており、今後は、未提出の補助事業者に対しては提出の催促をし、それでも未提出の補助事業者に対しては、交付決定の取消しに該当するかどうかの検討を含め、適切に対応すべきである。		

2 1. 観光施設コロナ対応安全・安心情報発信事業費

項目	【指摘事項3】文書の内容の修正方法について	本編	P73
現状	修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。修正前の決裁日は令和5年12月3日であり、施行日は令和5年12月4日である。 文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程にて定められている。		
指摘事項	文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。 本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によつての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。 今後は、修正箇所に二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによつて、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。		

2 2. 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費

I) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費

項目	【意見 18】事務の精度について	本編	P77
現状	「福岡・大分デスティネーションキャンペーンに向けたバス施策専用 Web ページの制作・運営」業務委託の履行確認につき、確認を行った事実、確認日、確認担当者が分かる記載が「支出負担行為決議書兼支出命令書」に記載されている。一方、県の「会計事務チェックシート」においては、検査調書の欄に「検査を行うとき、検査員以外の職員を立ち合わせているか（立会人の記載が必要）」との記載がある。		
意見	上記のように、複数人が関与する県の事務に比べると福岡県デスティネーションキャンペーン実行委員会（以下、「DC 実行委員会」という。）の事務では単独で行ったことから簡略化した形となっている。確かに、DC 実行委員会は県の組織ではない。しかしながら、DC 実行委員会事務局は事務局長を含め県職員が中核となっており、県の負担金により運営されている。そのため、事務は県と同等の精度にて行うことが望ましいと考える。		

III) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（ユニバーサルツーリズム推進事業費）

項目	【指摘事項 4】文書の内容の修正方法について	本編	P78
現状	決裁日の訂正が、もともと記載されていた日時に対して、手書きで上書きする方法で行われている事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。修正前の決裁日は令和 5 年 5 月 1 日（もしくは令和 5 年 5 月 16 日）であり、施行日は令和 5 年 4 月 26 日である。 文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程に定められている。		
指摘事項	文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。 本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によつての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。 今後は、修正箇所に二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによつて、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。		

項目	【意見 19】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について	本編	P79
現状	委託業務を再委託することについては、委託業務契約書にて以下の規定が定められている。 (再委託の禁止) 第 22 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。 (出所：「福岡県どこでも車椅子・ベビーカー実証事業」業務委託契約書) 委託業務について、その業務の一部であっても第三者へ再委託することは禁止であることが原則であるが、あらかじめ県が書面による承認を行った場合は、例外的にその一部を再委託することが可能となる。その際、再委託を県が承認する前提として、その再委託される業務が委託業務の一部であることを客観的に判断できる根拠が必要である。		
意見	県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託について業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断した根拠が残されていなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。 その際、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。		

項目	【指摘事項 5】契約保証金の減免について	本編	P79
現状	業務委託契約の締結を決裁する際に、履行保証保険証券の原本の確認を行うことなく契約保証金の減免を行っていた事案があった。 文書番号 5 観政第 344 号 件名 「福岡県どこでも車椅子・ベビーカー実証事業」業務委託契約の締結について（伺い） 起案日 令和 5 年 5 月 31 日 決裁日 令和 5 年 5 月 31 日 業務委託期間 令和 5 年 5 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日 保険期間 令和 5 年 5 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日 保険契約日 令和 5 年 6 月 5 日 保険証券作成日 令和 5 年 6 月 9 日		

	契約保証金の減免については、福岡県財務規則にて以下のとおり定められている。 (契約保証金) 第百六十九条 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額の百分の十以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供させなければならない。 (契約保証金の減免) 第百七十条 次の各号に掲げる場合は、前条第一項の規定にかかわらず、契約保証金又はこれに代わる担保の全部若しくは一部を納付又は提供させることができる。 一 (略) 二 契約の相手方が、保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (出所：福岡県財務規則) 上記規定によると、担当者は相手方に対し、県との業務委託契約を締結する際に、所定の額の契約保証金を納付又は提供させなければならないことが原則である。 ただし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結していることを要件として契約保証金を納付させないことができる。よって、当該要件を以って契約保証金を減免することについては、履行保証保険証券の原本の内容を確認したうえで慎重に判断されるべきである。 本事業において、業務委託契約の締結に係る決裁日が令和5年5月31日、保険証券契約日が令和5年6月5日となっており、この点について担当者へのヒアリングを行った。その結果、契約日について、事前に、県と委託先との間で協議し、令和5年5月31日付で締結することとし、その際、契約保証金の免除のため、事業者が令和5年5月31日付で履行保証保険契約の締結を行うことを口頭で確認していた。後日、履行保証保険証券の提出（証券作成日が令和5年6月9日のためそれ以降提出）を受け、契約締結に係る決裁（支出負担行為決議書における決裁日は令和5年5月31日と記載）を行った。当該決裁において、保険期間が令和5年5月31日からであることを確認していたが、保険契約の契約日（令和5年6月5日）、証券作成日（令和5年6月9日）等の確認が漏れていた。
指摘事項	履行保証保険契約の締結をもって、契約保証金の減免を決定する際は、県を被保険者とする履行保証保険契約がされていることや契約日、契約期間等が要件を満たしているかどうかを委託先から入手した履行保証保険証券の原本により確認した後、業務委託契約を締結すべきである。

項目	【意見 20】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について	本編	P81
現状	「7. 外国人観光客受入環境整備事業費【意見 10】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について」にも記載したとおり、保有個人情報の取扱いに関して、委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト（以下、個人情報チェックリスト）を用いている。 県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていないかった。再委託先の情報管理体制については、委託先が責任を負うことを前提としているとのことである。		
意見	再委託先の個人情報チェックリストについては、委託先が再委託先に確認することになっており、県が直接確認していないことから、委託先において当該個人情報チェックリストを適切に回収・保管されているかどうか不明である。 たしかに、「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」等も含めて、再委託した場合に、福岡県が直接、個人情報チェックリストを入手しなければならないと明記しているものは無かった。また、個人情報の取扱いに関する担当部署にも確認したが、明記しているものは無いと回答を得た。しかし、委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましいと考える。		

項目	【意見 21】再委託先の暴力団排除の誓約書について	本編	P81
現状	「7. 外国人観光客受入環境整備事業費【意見 11】再委託先の暴力団排除の誓約書について」にも記載したとおり、福岡県は、暴力団排除に関して、暴力団排除条例を定め、委託先から暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手している。 県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、委託先については、規定等に従って誓約書を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。		
意見	上記の点に関して、契約事務の担当課より聴取したところ、特に再委託先から誓約書を徴求すべきことを明記している規程等は無いとのことであった。 平成 24 年 3 月 26 日付で、「契約事務に係る暴力団排除の強化について」と		

	いう依命通達が発せられており、依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするとあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっており、事後的に契約を解除するよりも、事前に「誓約書」等により確認することにより該当する場合には、契約締結を行わないようにするのが望ましい。 再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。
--	---

IV) 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費（MaaS を活用した県内周遊促進事業）

項目	【指摘事項 6】 MaaS を活用した周遊促進に係る不在代決について	本編	P82
現状	MaaS を活用した周遊促進事業に係る決裁承認のうち、課長および課長補佐の承認がなく、係長による不在代決となっているものがあった（結果的に、起案者と係長の承認印のみが押印されていた）。		
指摘事項	福岡県事務決裁規程では、決裁権者不在で、かつ、緊急やむを得ないときのみ、係長による不在代決が認められている。しかし、起案書では、緊急やむを得ないときであるという記録が全くなく、ヒアリングやその他の資料でも確認もできなかった。不在代決は、決裁時点で「決裁権者が不在」というだけでは利用できない。 今後は、緊急でやむを得ない場合を除き、適切な決裁者による承認を実施すべきである。		

2 4. インバウンド観光再興事業

Ⅲ) インバウンド観光再興事業（多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業）

項目	【意見 22】委託業務のうち再委託された業務の割合の明確性について	本編	P88
現状	委託業務を再委託することについては、委託業務契約書にて以下の規定が定められている。 （再委託の禁止） 第 22 条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の処理を第三者に委託することをあらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。 （出所：「多様な食文化に対応した飲食店の受入環境整備事業」業務委託契約書） 委託業務について、その業務の一部であっても第三者へ再委託することは禁止であることが原則であるが、あらかじめ県が書面による承認を行った場合は、例外的にその一部を再委託することが可能となる。その際、再委託を県が承認する前提として、その再委託される業務が委託業務の一部であることを客観的に判断できる根拠が必要である。		
意見	県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託について業務委託仕様書に盛り込まれており、その業務内容についても記載はされているものの、その再委託された業務が「一部である」と判断した根拠が残されていなかった。再委託する際の契約金額や、再委託料の見積書など、金額的に検証可能な資料を相手方から回収し、再委託された部分が本来の契約金額の一部であることを確認すべきである。 その際、契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や、事業の大半を再委託先が行っている場合には、再委託部分を分離して当該再委託先との直接契約も検討することが望ましい。		

項目	【指摘事項 7】文書の内容の修正方法について	本編	P90
現状	修正テープにて決裁日を修正している事案があった。当該修正については、すべて修正者の記載がなかった。修正前の決裁日は令和 5 年 8 月 4 日であり、施行日は令和 5 年 7 月 26 日である。 文書の内容の修正方法については、福岡県文書管理規程に定められている。		
指摘事項	文書の内容を修正する際には、修正前の内容が確認できること及びその修正を行った担当者が誰であることを明らかにしなければならない。		

	本事案のように、誰がどのような内容の修正を行ったかが不明なまま、修正テープ等によつての修正が行われた場合、担当者が決裁権者の承認を経ることなく起案内容の修正を行うことも可能となることから、修正方法としては適切でない。 今後は、修正箇所にも二重線を引き、修正を行った担当者が押印を行うなどによつて、誰がどのような内容について修正を行ったかを明らかにすべきである。
--	--

項目	【意見 23】再委託先における保有個人情報の取扱状況の確認について	本編	P91
現状	「7. 外国人観光客受入環境整備事業費および 22. 福岡・大分 DC に向けた観光事業強化費」にも記載したとおり、保有個人情報の取扱いに関して、委託先における保有個人情報の取扱状況チェックリスト（以下、個人情報チェックリスト）を用いている。 県の資料を閲覧し、担当者へのヒアリングを行った結果、再委託先に係る個人情報チェックリストは、委託先が提出を受け、委託先にて保管されているのみであり、県が当該個人情報チェックリストを直接確認することは行っていない。再委託先の情報管理体制については、委託先が責任を負うことを前提としているとのことである。		
意見	再委託先の個人情報チェックリストについては、委託先が再委託先に確認することになっており、県が直接確認していないことから、委託先において当該個人情報チェックリストを適切に回収・保管されているかどうか不明である。 たしかに、「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」等も含めて、再委託した場合に、福岡県が直接、個人情報チェックリストを入手しなければならないと明記しているものは無かった。また、個人情報の取扱いに関する担当部署にも確認したが、明記しているものは無いと回答を得た。しかし、委託先が確実に入手しているか否かを確認する（確認した旨を書面で残すべき）のが望ましく、出来れば、再委託先のチェックリストも入手することが望ましいと考える。		

項目	【意見 24】再委託先の暴力団排除の誓約書について	本編	P91
現状	「7. 外国人観光客受入環境整備事業費および22. 福岡・大分DCに向けた観光事業強化費」にも記載したとおり、福岡県は、暴力団排除に関して、暴力団排除条例を定め、委託先から暴力団等でないことの誓約書（以下、誓約書）を入手しているが、再委託先については規定がないことから、暴力団等でないことの誓約書の提出を受けていなかった。		
意見	上記の点に関して、契約事務の担当課より聴取したところ、特に再委託先から誓約書を徴求すべきことを明記している規程等はないとのことであった。 平成24年3月26日付で、「契約事務に係る暴力団排除の強化について」という依命通達が発せられており、依命通達においては、誓約書の提出は、契約の締結の条件とするとあり、また、暴力団排除条例の目的、基本理念からも暴力団排除の方向性は強まっており、事後的に契約を解除するよりも、事前に「誓約書」等により確認することにより該当する場合には、契約締結を行わないようにするのが望ましい。 再委託に関して、委託先を通じて「誓約書」を県に提出するか、委託先が「誓約書」を入手して契約締結しているかの確認（出来るならば書面で）を行うのが望ましい。		